

地域生活定着促進事業

1 事業の目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。
- 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。
 - ① **コーディネート業務**（矯正施設退所予定者の福祉サービスへのつなぎ）
 - ② **フォローアップ業務**（矯正施設退所者の受入れ施設等をフォロー）
 - ③ **相談支援業務**（犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談への支援）
 - ④ **被疑者等支援業務**（被疑者等を福祉サービスへつなぎ、その後フォロー）
 - ⑤ **関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等に係る業務**

スキーム図

